

平成 29 年度  
スマートスクール・プラットフォーム実証事業

「次世代学校 I C T 環境」の整備に向けた実証  
実証地域提案公募要領

平成 29 年 8 月

総務省

## 1 実証の目的

総務省においては、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて「先導的教育システム実証事業」を実施し、児童生徒や教員等が、多種多様なデジタル教材・ツールを、いつでも、どこでも利用でき、かつ低コストで導入・運用可能な、クラウド技術を活用したシステム「教育クラウド・プラットフォーム」に関する実証を行い、参考仕様を取りまとめた。

本実証は、「教育クラウド・プラットフォーム」や、これら授業・学習系システムと校務系システムの連携システム「スマートスクール・プラットフォーム」を学校現場において円滑に活用するための基盤となる、次世代 I C T 環境整備の在り方を整理することを目的とする。

## 2 実証の概要

### (1) 実証モデル

本実証では、2020 年代を見据え、学校現場におけるクラウド活用・データ活用の基盤となる次世代の学校 I C T 環境整備の在り方について、以下の 3 モデルのいずれか又はその組み合わせによる実証を行うものとする。

#### ① ネットワーク円滑化モデル

今後ますます学校現場におけるクラウドの活用・データ活用が盛んになると見込まれる中、通信量の増大に耐えられる安全・安心なネットワーク環境の在り方について実証する。例えば、W i - F i とセルラーの効果的併用、マネージド型ネットワークサービスの活用等を想定している。

#### ② コスト軽減モデル

I C T 環境整備に係る財政負担の軽減や、教職員の運用負担の軽減方策について実証する。例えば、外部支援体制のオンライン化、教職員向け研修の e ラーニング化、複数自治体によるクラウド共同調達・利用等を想定している。

#### ③ 先端技術 (E d T e c h) 活用モデル

学校現場における課題に関し、先端技術を利用することによる解決策について実証をする。例えば、A I、ブロックチェーン、ロボットの活用等を想定している。

### (2) 実証地域要件

#### ① 提案主体に係る要件

以下の I ~ III の全ての要件を満たす主体であること。

I 以下の i ~ iii に該当する者を全て含む連携主体であること。

- i 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校を設置する都道府県、市町村若しくは特別区の教育委員会、国立大学法人、公立大学法人又は学校法人

- ii 実証地域で実施する2(1)の実証モデルに対応するサービス製品等を提供する事業者等
- iii 実証地域のICT環境に精通し、総務省、総務省が指定する請負事業者その他の実証の実施に係る関係者間の必要な調整を遂行することができるプロジェクトマネージャー

※ i～iiiの一部について同一の者が兼ねることを妨げない。

II 上記i又はiiに掲げる者をIの連携主体の代表者とする事。

※ 上記i又はiiに掲げる者が複数存在する場合には、その中の一者を代表者として定めること。

III Iの連携主体を構成する全ての者が、事業実施期間(最長3年間)を通じて実証に参画すること。

## ② 実証環境に係る要件

以下のI～IIIの全ての要件を満たす主体であること。

I 実証に用いるシステムの全部又は一部について、インターネット経由で利用するパブリッククラウド(民間事業者等が運営・管理するサーバを用いて提供されるクラウドサービス)を利用するものであること。

※ 児童生徒が教室、家庭等で授業や自己学習などのために利用する「授業・学習系システム」を実証に用いる場合には、原則として総務省「先導的教育システム実証事業」において取りまとめられた参考仕様に準拠したものを利用すること。

II 実証に用いる各種システム、通信環境(外部接続環境、校内LAN環境等)、情報端末等について、事業実施期間を通じて円滑な提供・運用及び活発な利活用が見込まれること。

## 3 事業実施要領

### (1) 事業内容

公募により選定された提案主体は、クラウド活用・データ活用を全国の学校に普及する観点から、2(1)に掲げるモデルについて、2(2)①I iに掲げる主体の設置する学校において実証を行い、当該モデルの有用性及び導入・運用上のノウハウ・課題等を明らかにすること。

### (2) 実施体制

- 実証に係る平時及び緊急時の連絡調整のため、総務省及び総務省が指定する請負事業者の指示に従い連絡体制を構築すること。
- 実証において児童生徒等の個人情報を取り扱う際には、関係する法令、ポリシー等を適切に踏まえて行うこと。
- 実証にあたっては、関係者が連携して十分な情報セキュリティ対策を講ずること。

- 実証の円滑かつ効果的な実施のため、連携主体に参加する全ての者を含む地域の教育関係者、有識者、関係事業者等により構成される地域連絡会を設置すること。
- 実証を実施するために、既存環境に対して追加でICT環境整備を行う必要があると総務省及び総務省が指定する請負事業者が判断した場合には、総務省及び総務省が指定する請負事業者と調整・協議の上で実施すること。なお、調整の迅速化を図るため、実証地域においては既存環境に精通したプロジェクトマネージャーが中心になって必要な調整を行うこと。

### (3) 事業期間

本実証のスケジュールは、概ね以下のとおり想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成 29 年 9 月下旬	提案内容について外部評価を行い、実証候補地域を選定
平成 29 年 10 月上旬	実証地域決定通知の送付

### (4) 実証に必要なICT環境の整備

実証に必要なICT環境（各種システム、通信環境、情報端末等）については、既存のものを最大限活用することを前提としつつ、不足する環境を整備・運用するための必要不可欠な費用として、総務省が指定する請負事業者がその請負業務の範囲内において、1地域当たり上限を1,000万円（税込）として支弁する用意がある。

なお、本実証のために整備したICT環境等については、実証終了後においても継続的かつ有効に活用すること。

### (5) その他

#### ① 次世代学校ICT環境のガイドライン策定等への協力

総務省又は総務省の指定する請負事業者が、次世代学校ICT環境のガイドライン（以下、「ガイドライン」と言う。）策定等、事業全体の成果の統一の実施の観点から本実証の進め方について協力を求める場合がある。この場合には、必要な協力を行うこと。

#### ② 協議会への参画

本実証の実施に当たっては、ガイドライン策定やその普及を目的として、実証参加企業その他の関係企業、団体等で構成される協議会を設置する予定である。3（2）の連携主体を構成する全ての者は協議会に参画すること。

#### ③ 成果報告書の取りまとめ

各事業年度における実施状況について、総務省及び総務省が指定する請負事業者の指示に従って、別に指定する期日までに成果報告書を作成し、総務省が指定する請負事業者に提出すること。また、実証成果の取りまとめに当たっては、可能な限り定量的なデータに基づいた検討・分析を行うこと。やむを得ず定性的な評価を行う場合であっても、当該評価の根拠となるデータ（エビデンス）を提示すること。

④ 成果報告会等への参加

総務省が主催する教育の情報化に関連する成果報告会等に参加の上、実証成果の発表等を行うこと。

⑤ 提出資料等の公表

実証地域の選定手続に係る提案書類、その他の本事業の実施に関して各実証地域が総務省に対し提出する書類、資料等については、総務省HP等において公表する場合がある。提出する資料等のうち、非公表を希望するものがある場合には、当該資料等の右上の余白に「非公表」と明記するとともに、その理由を記載すること。なお、これらの提出資料等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき取り扱う。

⑥ 請負事業者との秘密保持契約の締結等

本事業の成果の取りまとめに必要な限度において、総務省が指定する請負事業者から3（2）の連携主体の構成員に対して情報提供を求める場合がある。当該情報提供に関し、秘密保持契約の締結が必要な場合には、選定後、総務省が指定する請負事業者と調整を行うこと。

#### 4 提案手続

##### （1）公募期間

実証地域としての参画を希望する者（以下「提案者」という。）は、公募開始の日から、平成29年9月19日（火）14時（必着）までに提案書を提出すること。

##### （2）提出書類

以下の書類を各々の様式に従い作成・提出すること。詳細については別紙を参照すること。

- ① 提案書
- ② 提案書概要
- ③ 連携主体の代表承認書

### (3) 提出部数等

提案書類（提案書及び補足資料）は次の部数を提出すること。

- ・ 正本：1部、
- ・ 副本：5部、
- ・ CD-R等の電子媒体：1枚

### (4) 提出先

総務省所管課（「7 本件に関する問い合わせ先」に記載。）に持参又は郵送等（締切日の14時必着）により提出すること。なお、提案書類の返却は行わない。

## 5 実証地域の選定

### (1) 選定方法

外部の有識者を構成員とした評価会を開催し、その結果に基づいて、実証地域を5カ所程度選定する。評価会においては、提案者からのプレゼンテーションや追加資料の提出を求める場合があるので、提案者は、これらの求めがあった場合には協力すること。

### (2) 選定基準

選定に当たっては、次に掲げる項目に基づき、総合的に評価する。

- ① 2（2）の実証地域要件を全て満たしていること
- ② 実施計画が優れたものであること
  - 1に掲げる本事業の目的に沿ったものであること
  - 次世代学校ICT環境に係るガイドライン策定に貢献することが期待されるものであること
  - 2（1）①から③のいずれかのモデルに照らし、全国に普及すべき価値が認められること
  - 目標や課題、課題解決の方法、スケジュールが具体的かつ実現可能な内容に設定されていること
  - 個人情報保護、情報セキュリティ対策を適切に講じるものであること
  - 実証を通じて明らかにしようとする成果が、定量的なものを含め、具体化されること
  - コストを抑え費用対効果に優れた提案内容となっていること
  - 本実証の終了後も形成したモデル及び整備したICT環境の活用計画が具体化されていること
- ③ 3（2）に沿って実証を円滑に遂行するための実施体制が確保されていること
- ④ 実証を効果的・効率的に遂行するために必要な実績、ノウハウ等を有していること
  - 教育情報化、業務改善その他の本事業に関する取組の実績等を有すること
  - 実証地域のICT環境に精通し、実証を効果的・効率的に遂行する能力、実績を有するプロジェクトマネージャー、有識者等が参画していること

(3) 提案内容の確認・採択・修正

総務省は、実証候補地域を選定したのち、当該候補地域に提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な実証地域の決定を行う。選定の結果は、総務省から、提案書を提出した団体宛てに通知する。

なお、採択された提案内容については、必要に応じて総務省、実証候補地域及び総務省が指定する請負事業者による調整の上、修正等を行うことがある。

6 事業の継続

本実証の目的達成に必要と認められる場合には、平成 29 年度以降、3 年間を限度に同一の実証地域において本実証を継続して行うことがあり得る。

7 本件に関する問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室 振興係  
〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館  
(電話) 03-5253-5685  
(メール) jyourika\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しています。

送信の際には、「@」に変更してください。

以上